地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表(案)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表(案)		本部事務局人事部
新	IB	改正理由等
(略) (介護休業の対象) 第3条 (略) (6) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第4条第2項に規定する非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)のうち、介護休業開始予定日から93日を経過する日から6箇月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合 (削除) (削除)	(略) (介護休業の対象) 第3条 (略) (6) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第4条第2項に規定する非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当する場合 ア 引き続き雇用された期間が1年以上あること イ 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6箇月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと	・育児休業、介護休 業等育児又は家族介 誰を行う労働者の福
(略)	(略)	た期間が1年以上あること」という要件を廃止するための改
附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。		正